鎌倉ケアハートガーデン湘南笛田

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護

重要事項説明書

１．当社が提供するサービスについての相談窓口

電話番号	０４６７－３８－１７１８
担 当 者	施設長：墨　二郎

※サービスについてご相談やご不満がある場合には、サービス提供の責任者にどんなことでもお寄せください。

２．当社の概要

（１）事業者の指定番号および敷地・建物

事業所名	鎌倉ケアハートガーデン湘南笛田
所在地	神奈川県鎌倉市笛田 1-8-54
介護保険指定番号	１４９２１００５７１
管理者・連絡先	墨　二郎　　ＴＥＬ　０４６７－３８－１７１８
提供サービス	指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護
規模・構造	延べ床面積　７３１．６㎡ 軽量鉄骨造り　２階建て

（２）当施設の概要

ユニット	１階ユニット	２階ユニット	
利用者定員	９名	９名	18 名
各延べ床面積	２７９．５㎡	２７９．５㎡	
居室（収納部分除く）	11.4 ㎡６室　11.55 ㎡３室	11.4 ㎡６室　11.55 ㎡３室	
トイレ	３箇所	３箇所	
浴室	４㎡（更衣室除く）	４㎡（更衣室除く）	
厨房	８．６㎡	８．６㎡	
居間・食堂	６７．８㎡	６７．８㎡	
エアコン	各居室・共有室設置	各居室・共有室設置	
スプリンクラー	全館設置	全館設置	

（３）当事業所の職員体制

職種	資格		常勤	非常勤	計
管理者	介護支援専門員		１名	－	１名
計画作成担当者	1U	介護支援専門員	１名	－	２名
	2U	介護福祉士	１名	－	
介護職員	1U	介護福祉士	４名	－	13 名
		ホームヘルパー２級、他	６名	３名	
	2U	介護福祉士	５名	２名	13 名
		ホームヘルパー２級、他	５名	１名	

（令和７年７月１日現在）

（4）営業日および営業時間

当施設は入居施設であり 24 時間 365 日のサービス提供となります。

相談窓口営業時間	９：００　～　１７：００

ご相談には、担当者（施設長・ユニットリーダー等）がご対応いたします。

（5）従事者の業務内容

職　　種	業　　務　　内　　容
管理者	管理者は、業務の管理を一元的に行ないます。
計画作成担当者	計画作成担当者は、利用者やその家族からの相談に応じると共に、利用の申込に係る調整や認知症対応型共同生活介護サービス計画の作成・統括を行ないます。
介護職員	介護職員は、入浴、排泄、食事などの日常的な心身のケアを行なうと共に、様々な共同生活上の場面をとらえグループワーク活動の企画･実施を通して利用者･家族の個別支援を行ないます。

3．サービスの内容

（1）「指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護」は事業者が開設する共同生活住居において、利用者がその有する能力と心身の状況に応じできる限り自立した日常生活を営むことおよび利用者の家族の負担を軽減することを目標に提供されます。利用者の日常生活に関する相談･助言、健康状態の確認その他利用者に必要な介護を共同生活を通じて提供されるサービスです。

（2）事業者は次のサービスを提供します。

①相談
②健康状態の確認
③食事の提供
④入浴・食事・排泄のケア
⑤その他日常生活上の自立援助
⑥諸行事・外出活動等
⑦生活リハビリおよびレクリエーション
⑧その他共同生活を活かした共同作業等

（3）サービスの提供およびサービス内容の詳細については、「指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画書」に沿って計画的に提供し、利用者・家族の希望と個別性を踏まえ実施します。

（4）利用者の入居及び当サービス利用に当たっては「要介護者であって認知症であるもののうち少人数による共同生活を営むことに支障がない者」という法の規定に準じ、以下の状況が一定の継続した状態と判断されることが必要です。

①自傷他害の行為がないこと
②医療専門職による積極的、継続的な医療行為が必要でないこと
③利用者の心身状態・ケア環境等の総体的な状況から勘案し、当施設において安心安楽な状態を維持することが可能と考えられること

4．サービス提供の記録等

（1）事業者は、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスの提供に関する記録を作成します。

（2）事業者は、この記録を、この契約終了後５年間適正に保存し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、または実費負担によりその写しを交付します。

5．お申込からサービス提供までの流れと主な内容

（1）サービス開始の手続き

お申込み
↓
訪問調査・ご相談およびご希望の聞き取り　医療機関、介護支援専門員等との連携による情報集約
↓
診断書、訪問調査にもとづく入居判定会　サービス開始日（入居日）の調整と設定
↓

重要事項説明書および契約書の締結
指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画に対するサービスご利用者の同意と交付
↓
サービスの開始

（2）サービス終了について

①お客様の申し出によりサービスを終了する場合
終了の１５日前までに文書でご連絡ください。

②事業者のやむを得ない事情がある場合
人員不足等やむを得ない事情により、１ケ月の予告期間をおきサービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、他の理由による退居と同様、他のサービス事業所のご紹介、情報提供等の退居に必要な支援を致します。

③その他
ⅰ．ご利用者が、サービス利用料金の支払いを２ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず１５日以内に支払わない場合
ⅱ．利用者が入院もしくは病気等により１ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合
ⅲ．常時、医療専門職による積極的かつ、継続的な医療管理が必要で、当施設の医療連携体制やその他のケア、家族協力等があっても積極的かつ継続的な医療管理を充足できない場合
ⅳ．利用者の心身状態・ケア環境等の総体的な状況から勘案し、当施設での生活が安心安楽な状態を維持することができないと判断された場合
以上のⅱⅲⅳ項は内容と状況により調整を行ない終了の期日を定めます。
ⅴ．ご利用者やご家族等が当施設のサービス従事者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
この場合には即刻の契約終了の場合があります。

④自動終了
次の場合は、双方の同意がなくても、自動的にサービスを終了致します。
ⅰ．ご利用者が他の介護保険施設に入居した場合
ⅱ．要介護認定区分が、非該当（自立）及び要支援とみなされた場合
ⅲ．ご利用者がお亡くなりになった場合

６．料金

（1）利用料金

①「料金表」（契約書別紙）をご参照・ご確認ください。
概略以下の料金構成になっています。
・家賃
・共益費
（水光熱費、共益部分の保守料等。居室の電気代は共益費に含まれて居ますが、日常の用に供する範囲を越えての個別的な電化製品等を使用する場合は別途頂く場合があります）
・食費
・介護保険に関する費用
・その他個別の費用

②介護保険法における費用負担額は関係法令に基づいて定められるため、契約期間中に関係法令が改定された場合には、改定後の金額を適用するものとします。

③また、要介護認定結果（当サービス利用非該当）により契約終了となる場合、その認定更新日より退居までの期間は、当該認定前の保険総額（10割）負担になります。

④上記（「料金表」）の介護保険に関する利用者負担金は、「法定代理受領（現物給付）」の場合にて記載しています。
「償還払い」となる場合には、いったんご利用者が利用料（１０割）を支払い、その後市区町村に対して保険給付分を請求する事になります。

⑤その他個別の費用（介護保険費に含まない利用料等）については、ご利用者個々の希望と選択に基づい

て、費用（実費）を頂きます。
⑤入居にお預かりする「入居保証金」は、退居時の補修費、月額滞納時の充当等にあてられる料金です。
⑥利用者の故意または重過失、および認知症の症状による行為により備品等を破損した場合は補修費用を実費分いただくことがあります。
⑦利用に関する費用は、原則として（２）以降の支払方法によりお支払いいただきますようお願いいたします。

（２）支払方法
①毎月１５日頃に前月分の請求書を発送いたします。
②ご指定の預金口座から自動引き落としをさせていただきますので、当社の所定の申込書にご記入の上ご提出願います。なお、申込をされた当月は事務手続きの関係上、自動引き落としが間に合わない場合がございます。この場合は、翌月以降まとめて引き落とさせていただきます。
③毎月２７日頃に、自動で引き落としをさせていただきますので、それまでに、ご利用者各自の口座へご入金下さい。
※引き落とし日が土・日・祝日にあたる場合は、その翌日の引き落としとなります。振込み手数料は当施設にて負担いたします。
④原則的に現金のお預かりは致しません。明細等により支出（立替払い等）の内容が明確になるよう致します。高額購入等に際しては事前相談、確認等の処理を行ないます。

（３）食費の減額
外出、外泊などご利用者の都合でサービスを中止する場合は次の通りです。

時　　期	キャンセル料
対象日の１週間前まで	減額されます
上記時間以降及び当日に中止の連絡をいただいた場合	減額されません

（４）コピー代
サービス実施記録の複写物を請求した場合には、１枚につき１０円を負担していただきます。

７．重度化した場合の方針と対応
（１）別途「重度化した場合の対応に係わる指針」を定めます。
（２）利用開始に際し、この指針に対するご家族等（代理人）のご同意を頂くこととします。
（３）ご家族等（代理人）、利用者本人、その他の関係者含めご同意とご協力を得てケアを行います。

８．身体的拘束等の禁止
（１）事業者は、サービス提供に当たり身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ないません。ただし、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
（２）　前項ただし書きの規定に基づき身体的拘束等の行為を行なった場合には、事業者は、直ちに、その日時、態様、利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由、当該行為が必要と判断した職員等および当該行為を行なった職員等の氏名その他必要な事項について記録します。

９．その他
社員に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

１０．当社の指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業の特徴等
（１）運営の方針
①ご利用者お一人ずつのご希望と状態に寄り添えるサービスを基本に支援いたします。
②共同生活の場面を活かし、家庭的な環境の下、主体的な活動と、役割や達成感を持った生活に配慮します。
③食事提供では、ご利用者個々の状態に合った調理で、「食の楽しさ」を追求した対応に努めます。
④入浴では、高齢者の心身状況に即した入浴設備の中、安全快適にお楽しみいただけるよう努めます。
⑤自ら提供するサービスの質の点検に努め、定期的に内外評価を実施しその結果を公表し改善を図ります。

（2）訪問調査等実施概要

相談場所	ご利用者のご自宅、またはご利用者（またはその家族）が指定される場所
	当社の相談室

（3）サービス利用のために

事項	有無	備考
調査（課題把握）の方法	○	「認知症の人のためのケアマネジメントセンター方式」による
介護職員等への研修実施	○	年２回　継続研修を実施します
契約後、ご利用者のご都合により解約した場合の手数料	×	解約料は頂きません

◎鎌倉市の「地域密着型サービス事業者運営推進会議運営指針」に則り、運営推進会議を実施し、地域との連携・交流を図りサービスの質の確保と向上に努めます。

１１．サービス内容に関する苦情

（1）事業所

当社の指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護に関するご相談・苦情を承ります。

担当	電話番号
墨　二郎	鎌倉ケアハートガーデン湘南笛田　　０４６７-３８-１７１８

（2）その他

当社以外に、市区町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

鎌倉市	介護保険課介護保険担当	０４６７-２３-３０００
国民健康保険団体連合会	介護保険課介護苦情相談係	０５７０-０２２１１０（苦情専用）

１２．秘密の保持

（1）当社は、業務上知り得たご利用者またはそのご家族の秘密を厳守致します。

（2）当社は介護支援専門員その他事業者から、業務上知り得たご利用者またはそのご家族の秘密が漏れることのないよう管理を徹底致します。

（3）当社は会議およびサービス事業者等との調整におきまして、ご利用者の個人情報を用いる場合には、あらかじめ、ご利用者または、そのご家族からの同意をいただきます。

１３．事故発生時の対応・緊急時の対応

（1）当社ご利用者に対して行なう指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業により事故が発生した場合には、速やかにご利用者のご家族、市区町村に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じます。

（2）サービス提供を行っているときにご利用者に病状の急変が生じた場合、その他緊急事態が生じた場合には速やかに主治医、利用者のご家族、市町村等への連絡を行い、必要な措置を講じます。

（3）当社がご利用者に対して提供しました指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業により、損害賠償をすべき事故が発生した場合には、当社諸規定等の定めに従い損害賠償を速やかに行ないます。

１４．当社の概要

事業者名称	ケアハートガーデン株式会社
代表者役職・氏名	代表取締役　　伊東　鐘賛
本社所在地	東京都港区赤坂１－７－１　赤坂榎坂ビル１１F
電話番号	０３－５５４９－２６００

当サービスの提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。
本書を２通作成し、利用者および事業者が署名押印の上、それぞれ１通ずつ保有するものとします。

令和　　年　　月　　日

（説明場所）　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（事業所）　所 在 地　　神奈川県鎌倉市笛田 1-8-54
名　　称　　鎌倉ケアハートガーデン湘南笛田

説明者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

私は、契約書および本書面により、事業者から指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスについての重要事項の説明を受けその内容に同意しました。

（利用者）

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

（家族または代理人）

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

（本重要事項説明書と同時に「契約書」にも署名・押印をし、それをもって契約開始となります）